

「導水路はいらない！愛知の会」三二通信

12(2012.1.1)

迎 春

昨年2月のトリプル投票(県知事選、市長選、市議会リコールを問う住民投票)に際して、大村知事と河村市長は“「導水路」事業の見直し”を共同公約に掲げて当選しました。

ところが、知事が変わったのに、県当局は相も変わらず国交省「検討の場」で事業は必要と発言。裁判の場では支出の正当性を主張しています。そのため、原告側は大村県知事、併せて河村市長に事業への考えを直接伺いたく、名地裁にあて二人の証人尋問を昨年12月に申請したところです。

苛酷な福島「原発震災」！反原発・脱原発への想いと取り組みが世界一危険な浜岡原発の一時停止を実現させました。ムダな「導水路」事業を中止に追い込むのは、私たち住民の運動です。完全「中止」めざして粘り強くたたかきましょう！

「導水路」裁判(第14回口頭弁論)傍聴のお願い

- と き 2月23日(木)午前11時開廷
<同10時30分～裁判所前で事前集会を行います>
- ところ 名古屋地裁1号法廷(西側歩道から入廷)
- 内 容 *原告・意見陳述、原告・被告「書面」やりとり
*大村県知事・河村市長ら証人喚問の許否など